

B型肝炎予防接種予診票

()回目

住 所	嘉手納町	診察前の体温	度	分
フリガナ		電話番号		
受ける人の氏名		男	生年月日	令和 年 月 日生
保護者の氏名		女		(満 歳 カ月)
接種歴	1回目(年 月 日)	2回目(年 月 日)		

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか	はい	いいえ	
あなたのお子さんの発育歴についておたずねします 出生体重()g 分娩時に異常がありましたか 出生後に異常がありましたか 乳児検診で異常があるといわれたことがありますか	あった あった ある	なかった なかった ない	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近1カ月以内に病気にかかりましたか 病名()	はい	いいえ	
1カ月以内に家族や遊び仲間に麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気の方が いましたか(病名)	はい	いいえ	
生まれてから今までに家族など身のまわりに結核にかかった方がいましたか	はい	いいえ	
1カ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
生まれてから今までに先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症その他の病気 にかかり、医師の診察を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
*ラテックス過敏症ですか	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった人はいますか	はい	いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	ある	ない	
今日の予防接種について質問やお子様の健康状態で伝えたいことがありますか	はい	いいえ	
医師記入欄 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(実施できる・見合わせた方がよい)と判断します。 保護者に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明をしました。 医師署名又は記名押印			

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、接種することに (同意します・同意しません) ※かつこの中のどちらかを○で囲んでください。
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。

保護者自署

使用ワクチン名	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
ワクチン名	(皮下接種)	実施場所
Lot No.	0.25ml	医師名
(注)有効期限が切れていないか要確認	接種部位(右・左)	接種年月日 令和 年 月 日

(注)ラテックス過敏症とは、天然ゴムの製品に対する即時型の過敏症です。ラテックス性の手袋を使用時にアレルギー反応がみられた場合に疑います。また、ラテックスと交叉反応のある果物等(バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等)にアレルギーがある場合にはご相談ください。

B型肝炎予防接種についての説明書

1 B型肝炎 病気の説明

B型肝炎ウイルス

全世界では、約3億人がB型肝炎ウイルスに感染し、それに関わる病気で、毎年約60万人が死亡しています。日本では、B型肝炎ウイルスの感染者は約100万人（約100人に1人）と推定されています。B型肝炎を持った母親からの分娩の時に子供にうつったり（母子感染）、父親や家族、友人、ウイルスに汚染された血液の輸血などでの感染（水平感染）によって起こります。非常に感染力が強く、予防接種を受けないと、多くの人がかかる病気です。肝炎になると疲れやすくなり黄疸が出ます。ただし症状はごく軽い場合も多くありますが、重症化すると急性に発情した肝炎が急激に非常に重い症状になることがあります。劇症肝炎と呼ばれ、生命が危険になります。慢性化して適切な治療をしない子どもでも肝硬変、肝臓がんへと進展します。無症状の子どもでも肝臓に住みついた肝炎のウイルスは一生残り、免疫治療などで再発して、重症化することもあります。

2 B型肝炎（不活化ワクチン）

B型肝炎は世界で初めてのがん予防ワクチンです。

B型肝炎は母子感染や水平感染だけではなく、知らない間にかかることも多いのですが、B型肝炎ウイルスに感染しても、誰もがキャリア（持続感染：ウイルスを体内に保有した状態）になるわけではありません。しかし、3歳未満の乳児がB型肝炎ウイルスに感染すると、キャリアになる危険性が高くなります。キャリアになると、慢性肝炎になりやすく、将来、肝臓がんに進行することがあります。

3 対象年齢と接種回数について

生後1歳に至るまでの間（1歳になる前日まで）の子。

1回目と2回目を27日以上の間隔で接種します。1回目の接種から139日以上を経過した後に3回目を接種します。

標準的には、生後2月に達した時から生後8月に達するまでの期間となります。

※任意施主で接種したことのあるお子さんは、すでに接種した回数分の接種を受けたものとみなします。

※HBs（B型肝炎）抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険の給付により、B型肝炎ワクチンを受けたお子さんは、定期予防接種の対象にはなりません。

4 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一（医療費・医療手当・葬祭料については同程度）となっています。

5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合